

令和8年度 那覇市職員ストレスチェック業務委託契約書

那覇市（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「受注者」という。）は、令和8年度那覇市職員ストレスチェック業務（以下「本件業務」という。）の委託について、次の条項により契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

（遵守義務）

- 第1条 受注者は、この契約書、別紙「令和8年度那覇市職員ストレスチェック業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）及び那覇市契約規則その他の関係法令を遵守しなければならない。
- 2 受注者は、本件業務において知り得た全ての情報を第三者に漏らし、又は関係書類を閲覧させてはならない。
- 3 前項の規定は、契約終了後も同様とする。

（業務内容）

- 第2条 本件業務の内容は、以下のとおりとし、詳細については仕様書のとおりとする。
- (1) 労働安全衛生法に基づく心理的な負担の程度を把握するための検査の実施
- (2) WEB（LGWAN）及び紙面による検査の実施
- (3) ストレスチェック調査票の作成及び納品
- (4) 回答に対する分析、評価、個人結果の作成及び納品
- (5) 面接指導対象者（高ストレス者）の選定及び面接指導の案内
- (6) 集団分析データ等の作成及び納品
- 2 受注者は、本件業務の詳細について、発注者と随時打ち合わせを行い、その指示に従うものとする。

（契約期間）

- 第3条 契約期間は、契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

（委託料）

- 第4条 本件業務に係る委託料については、以下のとおりとする。

| 項目    | 単価 |
|-------|----|
| 基本料等  | 円  |
| WEB実施 | 円  |
| 紙面実施  | 円  |
| 集団分析  | 円  |

- 2 本件業務に係る委託料については、「基本料等」及び「単価」に係る出来高金額に「取引に係る消費税額及び地方消費税額」100分の10を加算した金額（1円未満は切り捨て）とする。
- 3 発注者は、受注者の適法な請求書を受理してから30日以内に委託料を支払うものとする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、那覇市契約規則第30条第1項第6号イの規定により免除する。

（契約履行場所）

第6条 契約履行の場所は、那覇市泉崎1丁目1番1号那覇市役所本庁舎とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第7条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（一括再委託等の禁止等）

- 第8条 受注者は、本件業務の全部を一括して、又は本件業務の主たる部分を分離して第三者に委託してはならない。
- 2 受注者は、本件業務の一部を第三者に委託するときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。ただし、軽微な部分を委託するときは、この限りでない。

（従事者の届出）

- 第9条 受注者は、本件業務を適正に遂行するため従事者を定め、発注者が求めたときはその氏名を発注者に通知するものとし、当該者を交代するときも同様とする。
- 2 発注者は、受注者の定めた従事者が、著しく不适当と認められるときは、受注者にその理由を明示して当該者の交替を求めることができるものとする。

（業務内容の変更）

第10条 発注者は、必要があると認めるときは本件業務の内容を変更し、又は本件業務を一時停止することができる。この場合において、委託料又は契約期間に変更があるときは、発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

（期間の延長及び遅延違約金）

第11条 受注者は、契約期間内に本件業務を完了することができないと明らかになった

ときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により契約期間の延長を求めることができる。この場合において、延長する日数は発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

- 2 発注者は、受注者の責により契約期間内に本件業務が完了しないときは、遅延日数1日につき遅延部分に対する代価に、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて算出した遅延違約金を受注者から徴収することができるものとする。

（監督、完了報告及び検査等）

第12条 発注者は、受注者の業務履行について随時監督し、必要に応じて指示しなければならない。

- 2 受注者は、本件業務を完了したときは、遅滞なく仕様書に定める業務完了報告書等を発注者に提出しなければならない。
- 3 発注者は、前項の報告書等を受け取ったときは、検査を行わなければならない。
- 4 発注者は、前項の検査において合格としないときは、受注者に補正を求めることができる。この場合において、これに要する費用は受注者の負担とするものとする。
- 5 受注者は、前項の補正が完了したときは、第2項の規定に基づく業務完了報告書等を発注者に提出しなければならない。

（発注者の契約解除権）

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除できるものとする。

- (1) 正当な理由が無く、着手時期を過ぎても本件業務を開始しないとき。
- (2) この契約の条項に違反したとき。
- (3) 「誓約書」（その他の誓約書等を含む。）の事項に反したとき。
- (4) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
- イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど

直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 受注者は、発注者が前項の規定により契約を解除したときは、委託料の100分の10に相当する額（又は契約保証金に相当する額）を違約金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。

（受注者の契約解除権）

第14条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除できるものとする。

(1) 第10条の規定により本件業務の内容を変更したため、委託料が3分の1以上減少し、又は発注者の責による業務の停止の期間が契約期間の3分の1以上に達したとき。

(2) 発注者の契約違反により本件業務を完了することができなくなったとき。

2 受注者は、契約の解除を申し出るときは、30日前に書面により通知しなければならない。

（損害賠償等）

第15条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、損害を賠償しなければならない。

(1) 本件業務の実施に関し、発注者に損害を与えたとき。

(2) 第13条の規定により、この契約が解除され、かつ、発注者に損害を与えたとき。

2 発注者は、発注者の責により受注者に損害を与えたときはその損害を賠償しなければならない。

（個人情報の取り扱い）

第16条 本件業務の遂行における個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別紙「個人情報の取扱いを定める特約」を遵守しなければならない。

（契約外の事項）

第17条 この契約に定めのない事項及びこの契約の条項に疑義が生じた場合は、発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。

(合意管轄)

第18条 この契約について紛争が生じた場合は、那覇地方裁判所を管轄裁判所とすることを発注者と受注者は合意するものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

令和 8 年 月 日

発注者 沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号  
那覇市  
那覇市長 知念 覚

受注者 ○○○○○○○○  
○○○○○○  
代表取締役 ○○ ○○